

(健 I 167)

令和 2 年 11 月 10 日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥



運動型健康増進施設の認定等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡
がありましたので、ご報告申し上げます。



健 健 発 1 0 0 6 第 1 号

令 和 2 年 1 0 月 6 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



温泉利用型連携健康増進施設（温泉施設）の認定について

* 連携先施設：竹田市直入 B & G 海洋センター

健康増進施設認定規程（昭和 63 年厚生省告示第 273 号）第 3 条第 1 項に基づき、令和 2 年 10 月 6 日をもって別紙の施設（竹田市長湯温泉クアハウス）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和 10 年 3 月 31 日となります。



厚生労働省発健1006第2号

認 定 書

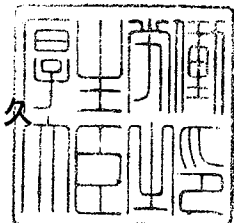
申請者 大 分 県 竹 田 市
市 長 首 藤 勝 次

令和2年9月2日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第2号に
規定する健康増進施設(連携型施設)であって同規程第4条の基準に適合するものと
して認定する。

令和2年10月6日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施 設 名 称 竹田市長湯温泉クアハウス
2. 施 設 所 在 地 大分県竹田市直入町大字長湯3045番地
3. 施 設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第2号に規定する健康増進施設
(温泉施設)
*連携先施設: 竹田市直入B&G海洋センター
4. 認定の有効期限 令和10年3月31日



健 健 発 1 0 0 6 第 2 号

令 和 2 年 1 0 月 6 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年10月6日をもって別紙の施設（RE CUBE）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認 定 書

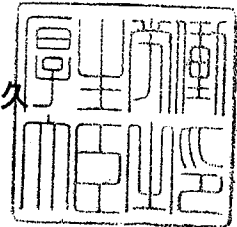
申請者 医療法人社団嘉徳会
理事長 姜 鍾泰

令和2年10月1日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年10月6日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施設名称 RE CUBE
2. 施設所在地 神奈川県逗子市久木4丁目398番地1、398番地7
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日

健健発1006第3号
令和2年10月6日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局
健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年10月6日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発1006第2号

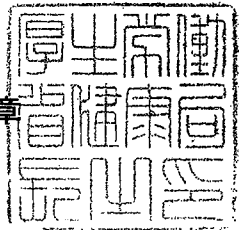
指 定 書

申請者 株式会社ライフフィット
代表取締役 和田 千恵子

令和2年9月30日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年10月6日

厚生労働省健康局長 正林 督章



1. 施設名 疲労回復ジム OASIS
2. 施設所在地 富山県砺波市高波848番地1

健 健 発 1 0 2 3 第 3 号

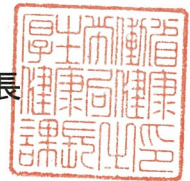
令 和 2 年 1 0 月 2 3 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年10月23日をもって別紙の施設（レイスポーツクラブ 倉敷）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。



厚生労働省発健1023第5号

認 定 書

申請者 株式会社 倉敷レイスports

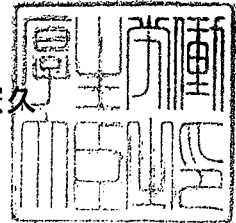
代表取締役 矢野 恒一

令和2年10月6日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年10月23日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施 設 名 称 レイスportsクラブ倉敷
2. 施 設 所 在 地 岡山県倉敷市笹沖字山後東1171番地6、1171番地8
3. 施 設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日



健 健 発 1 0 2 8 第 3 号

令 和 2 年 1 0 月 2 8 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年10月28日をもって別紙の施設（レイスポーツクラブ北長瀬）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。



厚生労働省発健1028第2号

認 定 書

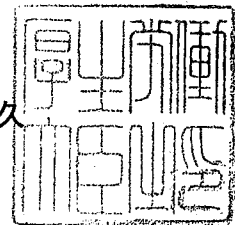
申請者 株式会社 山陽レイスports
代表取締役 矢野 恒一

令和2年10月13日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年10月28日

厚生労働大臣

田村 憲久



1. 施 設 名 称 レイスportsクラブ北長瀬
2. 施 設 所 在 地 岡山県岡山市北区北長瀬表町2丁目444番地13、
17番地101、17番地102、444番地14
3. 施 設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日